

(4) 子育て福祉の充実

【施策の目的】

特別な配慮が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、その権利を守り、社会への自立を進めます。

【評価】

<前年度から評価実施年度上期までの成果と課題>

- ・児童虐待防止の周知や通告義務の徹底もあり、児童虐待の認定件数は高い水準にある。未然防止のため、身近な相談窓口である市町村のこども家庭センターの設置を進め、既存の15市町村に加えて2町で新設の方向となった。センター機能がさらに発揮できるよう、サポートプラン等を活用した母子・児童支援の充実が求められている。
- ・こどもの権利擁護について、一時保護、施設入所等児童の意見聴取並びに権利ノート等の取組に加え、新たに意見表明等支援事業を今年度下期に実施する体制を整えたところであり、引き続き当事者であるこどもの権利擁護を図る必要がある。
- ・ヤングケアラー支援者を対象とした研修会や、当事者向けのオンラインサロンを実施しているが、令和6年度の実態調査結果からは、ヤングケアラー本人の理解や認知が十分でない実態が明らかになった。
- ・依然として子育て経験がなく養育に不安を持つ未委託里親は多く、中・長期間委託できる里親が不足しているため、登録前から委託後まで里親を継続的・包括的に支援する機関として、令和7年4月に里親支援センターを設置した。
- ・運転免許取得費用の助成や給付金の支給等による児童の自立促進、施設退所者等のための相談支援を実施しているが、退所者等の不安・困難の解消のための長期的な視点に立った支援体制が求められている。
- ・ひとり親家庭が抱える経済的困難や子どもの進学・就職等の悩みに対し、母子父子寡婦福祉資金の貸付等を行っている。また、令和7年度から養育費の取り決めに係る公正証書等作成支援等の支援事業を実施している。一方で、支援情報や支援窓口がひとり親家庭に十分に知られていない。

<第2期島根創生計画初年度から評価実施年度上期までの複数年度にわたる成果と課題>

※上記で重複しない成果・課題を記載

この欄は複数年度にわたる成果と課題を記載するため令和9年度から記載

【今後の方向性】

①児童虐待対応の充実

こども家庭センターを中心とした相談体制の構築や、児童相談所の保健師・市町村支援児童福祉司の働きかけ等により、市町村での児童虐待への対応能力の強化を促進し、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応につなげていく。

意見表明等支援事業について、先行実施の状況を踏まえて全県への展開につなげていくなど、こどもの権利擁護に係る環境の整備を進める。

ヤングケアラー本人や周囲の関係者に対する普及啓発を進め、関係機関と連携し、発見・つなぎ・支援体制の方向性について検討する。

②社会的養育の推進

里親支援センターと連携し、未委託里親等への研修・トレーニングや委託後の里親や児童への支援など、継続的・包括的に里親を支援する。

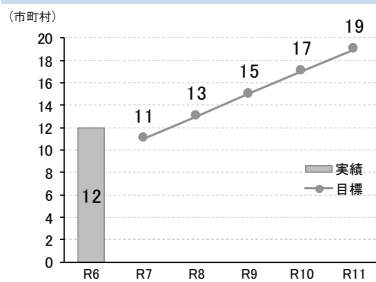
また、施設退所者等への継続的な相談支援や、自立に向けた生活援助等について、施設等の理解と協力を得ながら課題整理や支援体制の検討を行う。

③ひとり親家庭の自立支援

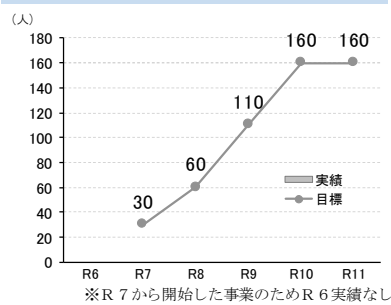
リーフレットやテレビ、メールマガジン、SNS等様々な媒体を用いて、支援事業の周知広報を図るとともに、民間団体等と連携し、支援施策が必要とする方に行き届く仕組みづくりを進める。

【施策の主なKPIの状況】

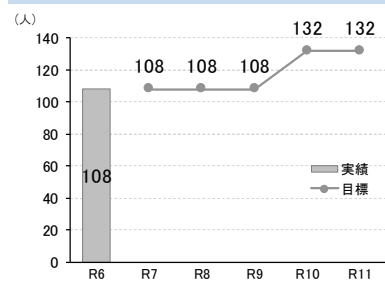
1) 子ども家庭センター等においてサポートプランを作成している市町村数【当該年度3月時点】



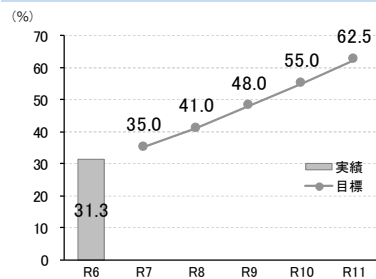
2) 社会的養護下のこどものうち意見表明等支援事業が利用できるこどもの人数【当該年度3月時点】



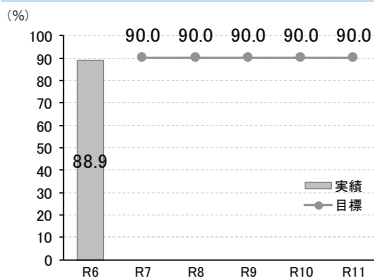
3) 社会的養護施設の小規模ケア施設数(定員数)【当該年度3月時点】*ハード整備に合わせた目標値(累計値)



4) 里親等委託率【当該年度3月時点】



5) 就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合【当該年度3月時点】



施策の主なK P I

施策の名称		V-2-(4) 子育て福祉の充実								
番号	K P I の名称	上段は目標値、下段は実績値						単位	計上分類	備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
1	こども家庭センター等においてサポートプランを作成している市町村数【当該年度3月時点】	12.0	13.0	14.0	15.0	17.0	19.0	市町村	単年度値	R8.2 上方修正
		12.0								
2	社会的養護下のこどものうち意見表明等支援事業が利用できるこどもの人数【当該年度3月時点】	-	30.0	60.0	110.0	160.0	160.0	人	単年度値	
		-								
3	社会的養護施設の小規模ケア施設数(定員数)【当該年度3月時点】*ハード整備に合わせた目標値	108.0	108.0	108.0	108.0	132.0	132.0	人	累計値	
		108.0								
4	里親等委託率【当該年度3月時点】	31.3	35.0	41.0	48.0	55.0	62.5	%	単年度値	
		31.3								
5	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合【当該年度3月時点】	88.9	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	%	単年度値	
		88.9								

(第2期島根創生計画に掲げる施策の【取組の方向】)

①児童虐待対応の充実

児童虐待など家庭における複雑・困難な課題にできるだけ早期から適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実や施設整備などの体制強化に取り組むとともに、市町村のこども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機能が更に充実するよう支援します。

②社会的養育の推進

子育てに困難を抱える家庭への相談・支援体制の充実など社会的養育を推進します。一方で、里親委託や施設入所といった社会的養護が必要な児童については、家庭的な環境において安定した人間関係の中で養育されるよう、里親委託の推進や里親支援の強化、児童福祉施設の小規模・多機能化などを進め、児童の自立支援や自立後の支援体制の構築に取り組みます。また、支援に当たっては児童の権利擁護が図られた環境を整備します。

③ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭に対しては、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保支援、経済的支援を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じた自立を支援します。

事務事業の一覧

施策の名称		V-2-(4) 子育て福祉の充実				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	子どもと家庭相談体制整備事業	悩みや相談を抱える児童や家庭	身近なところで相談できるとともに、適切な支援が受けられる。	66,664	95,050	青少年家庭課
2	子どもと家庭特定支援事業	一時保護や特別な支援が必要な児童や家庭	児童の心身や養育上の問題を軽減する。	281,987	632,140	青少年家庭課
3	施設入所児童支援事業	・社会的養護を必要とする児童 ・児童養護施設等の退所者	施設における保護・養育、入所中及び退所後の自立支援の充実を図る。	1,474,971	1,344,041	青少年家庭課
4	里親委託児童支援事業	社会的養護を必要とする児童と里親等	個別的な生活支援・自立支援を行うことが出来る家庭的環境の元で養育を受ける。	113,969	181,499	青少年家庭課
5	母子家庭等自立支援事業	母子家庭、父子家庭、寡婦	自立の促進と生活の安定を図る。	14,369	17,938	青少年家庭課
6	母子家庭等経済支援事業	母子家庭、父子家庭、寡婦	自立の促進と生活の安定を図る。	9,737	15,468	青少年家庭課
7	障がい者自立支援医療等給付事業	障がい者(児)及びひとり親家庭等	医療費の自己負担を軽減することにより、福祉の増進を図る。	2,409,569	2,507,020	障がい福祉課

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	青少年家庭課
-----	--------

事務事業の名称		子どもと家庭相談体制整備事業			
目的	誰(何)を対象として	悩みや相談を抱える児童や家庭	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	身近なところで相談できるとともに、適切な支援が受けられる。		うち一般財源 (千円)	66,664
令和7年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の体制強化や職員の専門性の向上を図るため、専門職の計画的な採用及び配置並びに専門研修を実施 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や児童相談所との更なる連携強化を進め、各児相の保健師及び市町村支援児童福祉司による働きかけや助言等を行うことで、市町村における児童虐待の予防的な対応力強化を推進する。 意見表明等支援事業を中央児童相談所一時保護所から導入し、こどもの権利擁護に係る環境の整備を進める。 ヤングケアラー支援を行う民間団体と連携し、普及啓発と当事者が悩みや経験を語りあえる場づくりを行う。 				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭センターの統括支援員研修を実施し、子ども家庭センターの中心的役割を担う職員のスキルアップを図った。 ヤングケアラー実態調査の結果から、社会的認知度の向上に向けた広報啓発や支援者向けの研修を実施した。 				
1	上位の施策	V-2-(4) 子育て福祉の充実	3	上位の施策	
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	児童福祉関係市町村職員等専門研修の受講者数【当該年度4月～3月】	目標値			85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	人	単年度値
		実績値	83.0	83.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	子ども家庭センター等においてサポートプランを作成している市町村数【当該年度3月時点】	目標値			13.0	14.0	15.0	17.0	19.0	市町村	単年度値
		実績値	-	12.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		令和6年度の児童相談の状況 児童虐待対応(認定)件数 児童相談所(R6)293件(前年比17.2%減)、市町村(R6)193件(前年比4.0%減) 児童相談所への虐待通告件数 令和4年度 786件 令和5年度 816件 令和6年度 665件 市町村職員等専門研修会 令和6年度:前期47名、後期36名(計83名) ヤングケアラー公開シンポジウム 参加申込者127名									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 法改正により義務化された研修(要対協調整担当者研修、児童福祉司任用前・任用後研修)、市町村職員等スキルアップ研修会を継続して開催し、児童相談所、女性相談センター、市町村等、児童福祉関係機関の専門性向上と連携強化が進んでいる。 令和5年度に引き続き、令和6年度にも市町村との意見交換会などを実施し、15市町に加えて西ノ島町と隠岐の島町においても子ども家庭センターを設置する方向となった。 ヤングケアラーへの支援の必要性が徐々に認知されるようになってきた。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア)児童虐待対応(認定)件数が依然として高い水準で推移している。 イ)市町村の児童家庭相談担当の職員が異動すると、知識やノウハウが上手く引き継がれずリセットされてしまう。 ウ)子ども家庭センターが未設置の町村がある。 エ)ヤングケアラーの実態把握が難しく、十分な支援につなげられていない。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア)市町村における妊娠期から子育て期の一体的な支援体制の整備(母子保健と児童福祉の連携)と、虐待に至るまでの予防的な関わりを強化するための働きかけが十分にできていない。 イ)市町村の児童家庭相談担当部署の実務者も含め、上位の職位(所管課長など)に対しても、支援体制の整備、強化について説明、周知が十分でない。 ウ)小規模の町村にあつては、人員の確保が困難な状況がある。 エ)ヤングケアラーにかかる実際的な支援体制が整っていない。自身の気づきや周囲の気づき・理解が十分に促せていない。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア)児童相談所の保健師及び市町村支援児童福祉司(兼務)を中心に、市町村の母子保健部局等との連携強化を図り、妊産婦・子育て支援の中に虐待予防の視点の向上を図る。 イ)市町村の児童家庭相談担当部署の所管課に向けて児童虐待相談の現状と支援体制の整備・強化(児童福祉法改正、子ども家庭センターなど)について説明、周知を図るとともに、新任者が適切な事業執行ができるように助言・支援する。 ウ)子ども家庭センターの統括支援員向け研修の実施や、他団体での取組紹介や意見交換の場等を通じて、設置を促していく。 エ)ヤングケアラー本人や周囲の関係者に対し啓発を行っていく。市町村や各関係機関との連携を密にし、発見・つなぎ・支援体制の課題方向性について検討する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	青少年家庭課
-----	--------

事務事業の名称		子どもと家庭特定支援事業			
目的	誰(何)を対象として	一時保護や特別な支援が必要な児童や家庭	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	児童の心身や養育上の問題を軽減する		うち一般財源 (千円)	281,987
令和7年度の取組内容	・家庭での不適切な養育や保護者が養育できない児童等の安全確保や緊急避難的な対応、養育困難な児童への短期的な生活指導や行動観察を行うために児童相談所等において一時保護を実施 ・児童の権利擁護を促進するため一時保護児童に対して意見表明等支援事業を開始する(中央児相 一時保護施設より) ・一時保護施設第三者評価を受審し、一時保護児童の権利擁護に向けた取り組みを振り返る。また、これまで行ってきた一時保護児童の権利擁護充実のための退所時アンケートや、県内一時保護施設運営マニュアルの見直し及び研修への参加を継続し、引き続き職員の標準的な支援方法の構築を図る				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・各種研修の受講や研修受講者による所内研修を通じて一時保護所職員の専門性向上を図る ・出雲児童相談所移転新築の実施(R5~R9)				
1	上位の施策	V-2-(4) 子育て福祉の充実	3	上位の施策	
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	社会的養護下のこどものうち意見表明等支援事業が利用できるこどもの人数【当該年度3月時点】	目標値			30.0	60.0	110.0	160.0	160.0	人	単年度値
		実績値	-	-							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		①児童相談所内一時保護の状況(延べ人員、1人あたりの在所日数) (R4)2,803人,21.4日/人 (R5)3,717人,22.7日/人 (R6)3,514人,27.5日/人 ②委託一時保護の状況(延べ人員) (R4)3,016人 (R5)3,571人 (R6)2,160人 合計(①+②) (R4)5,819人 (R5)7,288人 (R6)5,674人									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・県内4児童相談所一時保護施設の第三者評価を受審したことにより、職員の意識が向上し、今後の保護児童の権利擁護のために取り組むべき項目が整理された。 ・令和7年6月から一時保護にかかる司法審査が開始され、一時保護に際してより児童の権利擁護を意識した手続きを行うようになった。 ・県内4児童相談所一時保護施設に看護師が配置されたことで、よりこまやかな児童のケアが出来るようになった。 ・一時保護児童の権利擁護の推進のため、保護した児童への入所時の説明、アンケートの実施が進んでいる。 ・「民間の児童養護施設職員等の処遇改善に係る研修」を各児童相談所にも案内し、一時保護施設職員の研修参加の機会を設けた。 ・出雲児童相談所一時保護施設の男女混合処遇の解消等に向け、移転新築の実施設計及び工損事前調査を行った。
課題分析	①課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために)支障となっている点 ア)保護した児童への権利擁護の取組についての理解と職員間での共有が不十分であり、一時保護施設によって取組内容に差異がある。 イ)一時保護司法審査は開始されたばかりであり、実際の手続き等について職員が慣れていない。 ウ)今年度から看護師が配置され、新たな専門職として一時保護施設内での連携を図る必要がある。 エ)一時保護施設職員は、専門性向上のための研修等に参加する機会が少ない。 オ)出雲児童相談所の一時保護施設に係る児童の処遇環境改善が、早急に必要となっている。
	②原因	ア)一時保護所(施設)運営マニュアルについて統一のものが無く、各所で独自に作成、運営されている。 イ)一時保護司法審査手続きについて職員の理解および経験が不十分。 ウ)看護師は今年度より一時保護施設に配置されたため、ノウハウが未蓄積。 エ)一時保護施設ではほぼ常に保護児童があり、また入退所も頻繁であるため、一時保護施設職員は保護施設を離れることが難しい状況にある。 オ)現在の狭隘な敷地では、男女混合処遇の解消等に必要施設整備が困難な状況にある。
	③方向性	ア)第三者評価結果や令和5年度末に改正された一時保護ガイドラインも踏まえ、退所時アンケートの結果なども反映させながら、一時保護施設運営において統一的な取扱いが必要な部分についてマニュアルの見直しを行い、保護児童の権利擁護、処遇改善に活かす。 イ)県内4児相にて情報の共有および手続きの確認を継続していく。 ウ)一時保護施設内での職員間の情報共有や児童の支援を通じて、看護師の持つ知見を児童の支援へ活かしていく。 エ)一時保護児童の権利擁護の充実を図るため、意見表明等支援事業を実施する。また、各種研修への参加や研修を受講した職員による所内研修やオンライン研修等を通じて、一時保護施設職員全体の専門性の向上を図る。 オ)令和9年4月の供用開始に向け、出雲児童相談所の施設整備を着実に進めていく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

青少年家庭課

事務事業の名称		施設入所児童支援事業				
目的	誰(何)を対象として	・社会的養護を必要とする児童 ・児童養護施設等の退所者		事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	・施設における保護・養育、入所中及び退所後の自立支援の充実を図る。			うち一般財源 (千円)	1,474,971
令和7年度の取組内容		・施設入所児童支援事業:各施設に対して入所児童の状況に応じた措置費(運営費及び児童の生活費等)を支弁 ・児童福祉施設児童処遇向上事業:児童入所施設職員の資質向上研修及び入所児童の相互交流を通じた意見交換を実施 ・児童養護施設等の小規模化等整備事業:児童養護施設等の耐震化及び生活単位の小規模化等を推進 ・児童養護施設等入所児童自立支援事業:自立促進のため運転免許取得費用を助成、就職者・進学者に対して給付金を支給 ・児童養護施設退所者等自立支援事業:児童養護施設の退所者等へ、生活費、家賃、資格取得に必要な資金を貸付 ・社会的養護自立支援事業:児童養護施設の退所者等へ相談支援を実施、社会的養護自立支援拠点事業の検討				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点		・社会的養護自立支援拠点事業所の開設や社会的養護経験者等の実情調査、社会的養護自立支援協議会の設置に向けた検討 ・引き続き支援が必要な義務教育終了以後の児童への児童自立生活援助事業の活用(措置費対応)				
1	上位の施策	V-2-(4) 子育て福祉の充実	3	上位の施策		
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	社会的養護施設の小規模ケア施設数(定員数)【当該年度3月時点】*ハード整備に合わせた目標値	目標値			108.0	108.0	108.0	132.0	132.0	人	累計値
		実績値	87.0	108.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・社会的養護施設入所児童数(3.31現在)／R4:146人、R5:148人、R6:128人 ・施設職員研修(処遇向上、処遇改善)参加者数／R4:14人(1回)、R5:16人(1回)、R6:10人(1回) ・乳児院・児童養護施設における施設小規模ケア定員数／R6:108/192人(敷地内96人、敷地外(地域小規模)12人) ・運転免許取得児童数／R4:6人、R5:5人、R6:5人 ・耐震化済(不要)棟数／R4:19/22棟(86.3%)、R5:19/22棟(86.3%)、R6:20/22棟(90.9%) ・生活・家賃等支援費貸付を受ける施設退所者数／R4:3人(新規1)、R5:1人(新規0)、R6:2人(新規1)									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・里親宅において、児童の生活環境の改善を実施した。(6施設)。 ・児童養護施設において、小規模化及び耐震化のための改築整備(R5～R6)を完了した。(1施設) ・新たな寄付を受け、退所者・措置委託解除者への就職者・進学者自立支援給付金を増額した。
課題分析	① 課題	ア)耐震化未了施設が存在、施設において家庭的環境を実現させる生活単位の小規模化実施率が56%とまだ十分でない。 イ)経済的理由により大学等への進学をためらう児童等や就職・大学等の進学に伴う支度費等の支出により経済的に余裕がない児童等が存在。 ウ)社会常識、生活技能が未成熟の状態施設等を退所し、退所後の生活において不安・困難を抱える児童等が存在。また、身近に頼れる大人、相談できる大人がいないため、結果として大学等の中退する者や早期に退職する者が存在。
	② 原因	ア)小規模化・耐震化を行うための施設整備については、県及び施設の経費負担が大きい。 イ)就職や大学等への進学に関する措置費や資格取得等の財政的支援が不十分。 ウ)施設において退所前の自立支援やアフターケアを担う専任職員の配置がない。 エ)令和6年度から施設退所者等への自立支援を行っていた社会的養護自立支援事業が廃止され、社会的養護自立支援拠点事業及び児童自立生活援助事業に移行されたが、人員等の確保など、設置に向けた課題が多くある。 オ)県内2か所の施設退所者等に対する相談窓口が、施設退所者等に存在が十分に認知されていない。
	③ 方向性	ア)適切に国交付金制度を活用しながら、島根県社会的養育推進計画で定める整備計画に基づき、計画的に小規模化・耐震化整備を推進していく。また、今後、施設整備を予定している法人と協議を進め、計画的に整備ができるよう調整する。 イ)措置費(就職・進学のための資格取得費)の拡充を国に対して要望する。寄附金を活用し、就職・進学に対する支援を行う。 ウ)施設に自立支援担当職員の配置について働きかけるとともに、人材確保対策について施設と一緒に検討する。 エ)社会的養護自立支援拠点の開設に向けて、施設や関係団体の意向確認や課題整理を行うとともに、必要な支援体制を検討していく。また、スムーズに児童自立生活援助事業が導入できるよう、児相や関係機関への情報提供や導入・運営支援を行う。 オ)施設退所者等の相談窓口について、相談窓口の施設とともに周知方法の工夫をしながら認知度の向上を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	青少年家庭課
-----	--------

事務事業の名称		里親委託児童支援事業				
目的	誰(何)を対象として	社会的養護を必要とする児童と里親等		事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	個別的な生活支援・自立支援を行うことが出来る家庭的環境の元で養育を受ける			うち一般財源 (千円)	113,969
令和7年度の取組内容	・様々な事情で家庭で生活することができない児童の家庭的な環境での育ちを保障するため、児童を里親に委託 ・里親制度が地域社会に浸透し里親登録者数の増加を図るため、里親制度の普及啓発を目的とした講演会や説明会等を実施 ・里親委託の促進を図るため、里親制度の拡充等を図る検討会、委託中の保険加入、施設入所児童等の家庭生活体験を実施 ・里親の育成や資質の向上を図るため、里親新規認定、更新のための研修を実施 ・里親支援の充実を図るため、里親支援専門相談員(3施設)の機能強化を図るとともに、相談員と児童相談所との連絡会を実施 ・里親支援センターの周知と円滑な業務運営の支援を行う					
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・里親家庭に対する支援を充実させるため、児童相談所・里親支援専門相談員・里親支援センターの連携強化を図る ・市町村と連携し、子育て短期支援事業を活用した里親の委託推進を図る ・里親支援センターの周知を図り、里親の負担軽減と県民の制度理解を促す					
1	上位の施策	V-2-4) 子育て福祉の充実	3	上位の施策		
2	上位の施策	II-1-1(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	里親等委託率【当該年度3月時点】	目標値			35.0	41.0	48.0	55.0	62.5	%	単年度値
		実績値	29.0	31.3							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	里親登録世帯数【当該年度3月時点】	目標値			165.0	168.0	171.0	178.0	185.0	世帯	単年度値
		実績値	161.0	177.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・委託児童数 45人(R5比 ±0) 内訳: 里親: 37人(R5比 -1)、ファミリーホーム 8人(R5比 +1) ・児童養護施設入所児童数及び乳児院入所児童数 99人(R5比 -11) ・専門里親(被虐待児など特別なケアを必要とする子どもを養育する里親) 21世帯(R5比 +2)、25人(R5比 +2)									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・令和7年3月に島根県社会的養育推進計画を見直し、新たな計画を策定した。 ・里親制度の周知を図るため、県社会福祉士会への委託により普及啓発講演会を開催した。 ・市町村との意見交換の機会を利用し、里親を子育て支援の地域資源として活用する子育て短期支援事業の導入促進を行った。 ・継続的・包括的な里親支援による委託の推進や、里親宅での安定的な養育を行うため、里親支援センターを設置した。
課題分析	① 課題	・県内で広く家庭的養育を推進する必要があるが、里親登録者数には地域的な偏りがある。 ・児童養護施設等から里親委託への措置変更が進まない。 ・未委託里親への委託が増加しない。 ・中・長期の委託先が見つからないケースや、委託後に不調(里親・親子間の不和)を来すケースがある。 ・里親支援センターによる支援が、一部業務を除いて中央児童相談所管内に限られている。
	② 原因	・里親制度について、県民だけでなく、市町村職員をはじめ、子育てに関係が深い職種への周知が不十分。 ・施設へ長期入所している児童は、新しい環境へ移ることへの抵抗感が強い。里親委託について、実親の拒否感が強い。 ・処遇面で配慮が必要な児童等については、養育経験などを考慮して委託することが多く、子育て経験のない未委託里親への委託につながりにくい。 ・里親の状況を十分に把握できていない等により委託前のマッチングが不十分。委託後の里親の困り感を捉えきれず不調を来す前にレスパイト等の支援が活用できていない。 ・里親支援センターの支援員がカバーできる範囲が限られており、支援員を増やす等の体制づくりが必要。
	③ 方向性	・里親会と協力して、市町村職員等への制度周知、県民向け普及啓発活動の実施や、里親養育支援児童福祉司による各地域でのリクルート活動を実施。 ・長期入所中の児童に対する里親宅での家庭生活体験事業の実施や、児相による援助方針の見直し等により、里親委託への措置変更を促進。また援助方針を決定する際に、実親に対して里親制度についての丁寧な説明を行い、理解を促す。 ・市町村への子育て短期支援事業での里親活用の促しや、未委託里親への養育トレーニングの実施等により、里親の養育経験の機会確保を推進。 ・また、児童相談所と里親支援専門相談員・里親支援センターが連携し、里親が抱える悩みや不安に寄り添った支援を行う。 ・里親支援センターの運営を支援し、業務の移行状況に応じて他地区への今後の展開について見直しをたてる。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	青少年家庭課
-----	--------

事務事業の名称		母子家庭等自立支援事業			
目的	誰(何)を対象として	母子家庭、父子家庭、寡婦	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	自立の促進と生活の安定を図る。		14,369	17,938
			うち一般財源 (千円)	6,020	8,408
令和7年度の取組内容		①母子父子福祉センター等運営事業:ひとり親家庭を対象とした職業紹介、就業支援講習会、自立支援プログラム策定等の就業支援、養育費等に係る無料法律相談等 ②母子・父子自立支援員研修事業:市町村のひとり親家庭支援担当者等の資質向上のための研修を実施 ③日常生活支援事業:ひとり親家庭の家事や育児等の支援 ④ひとり親家庭学習支援事業:ひとり親家庭の子どもに学習支援事業を実施する市町村への支援 ⑤高等職業訓練促進資金、住宅支援資金貸付事業:就業を目指すひとり親家庭の親を対象に、返済免除付きの貸付を実施 ⑥公正証書等作成支援:養育費の取り決めに係る公正証書等を作成した場合に費用を助成			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点		・市町村における養育費確保支援事業の実施の働きかけや、市町村職員研修の実施等、市町村の支援体制の充実を図った。 ・ひとり親家庭の支援制度をリーフレットやメールマガジン、SNS等の様々な媒体で周知する等、積極的な広報を行った。			
1	上位の施策	V-2-(4) 子育て福祉の充実	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合【当該年度3月時点】	目標値			90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	%	単年度値
		実績値	93.3	88.9							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		●就業につながった割合(%) R2:87.5 R3:58.3 R4:60.0 R5:93.3 R6:88.9 ・無料職業紹介(求職)から就業につながった母子家庭等の母等の人数(人)R2:8/10 R3:6/10 R4:10/16 R5:10/10 R6:11/11 ・自立支援プログラムから就業につながった母子家庭等の母等の人数(人) R2:6/6 R3:1/2 R4:5/9 R5:4/5 R6:5/7 (※参考) ・就業支援パソコン講習会:10名受講(27コース) ・自立支援プログラム策定対応市町村:4市(松江市、浜田市、安来市、雲南市):14/24									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・悩みを抱える母子家庭の母等を対象とした相談・交流会を県内各地で開催するとともに、疾病等により一時的に家事・育児が困難な家庭に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業の実施等、ひとり親家庭の生活の安定・向上を図った。 ・ひとり親の就業を支援するため、パソコン講習会の実施、無料職業紹介、自立支援プログラム策定に加え、返済免除付きの高等職業訓練促進資金・住宅支援資金貸付事業を実施した。 ・市町村が実施するひとり親家庭の子どもへの学習支援に対する補助を行い、子どもの自立の促進を図った。
課題分析	① 課題	ア)ひとり親家庭等実態調査によると、ひとり親家庭の年間就労収入の中央値は母子で200~250万円、父子で350~400万円にとどまっている。また、養育費を受けている割合は母子で40.0%、父子で12.8%であり、ひとり親家庭の経済的基盤の強化が課題となっている。 イ)ひとり親家庭等実態調査によると、日常生活支援事業の認知度は母子で19.4%、父子で15.1%、住宅支援資金貸付事業の認知度は母子で22.3%、父子で17.3%など、支援メニューの認知度が低い状況にある。また、福祉施策情報の入手手段が「わからない」と回答した割合が母子で20.7%、父子で30.4%に上っている。
	② 原因	ア)ひとり親家庭を対象とした就業支援や養育費確保支援のメニューについて、市町村ごとに実施状況にばらつきがあることに加え、ひとり親家庭のニーズに応えられていない可能性がある。 イ)各種支援事業の情報がひとり親家庭に十分に行き届いていない。また、ひとり親家庭の支援団体からは、ひとり親の中には行政や周囲を頼ることにためらいを持つ人がいると指摘されている。
	③ 方向性	ア)市町村の母子父子自立支援員を対象とした研修や、子どもの学習支援への補助を実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定事業や養育費確保支援事業等の支援メニューが市町村において実施されるよう働きかけを行い、市町村における相談支援体制の充実を図る。 イ)市町村や関係団体と連携し、メールマガジンやリーフレット、ホームページ、SNS等様々な広報媒体による情報発信を行う。 イ)市町村での相談支援に加え、民間団体のノウハウを活かし、孤立しがちな母子家庭の母等がより身近な地域で気軽に参加できる相談・交流会を実施する等、支援施策が必要とする方に行き届く仕組みづくりを行う。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

青少年家庭課

事務事業の名称		母子家庭等経済支援事業				
目的	誰(何)を対象として	母子家庭、父子家庭、寡婦		事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	自立の促進と生活の安定を図る。			9,737	15,468
				うち一般財源 (千円)	9,737	15,468
令和7年度の取組内容		・母子父子寡婦福祉資金の貸付事務 ・母子父子寡婦福祉資金の償還事務				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点		・制度の周知を図るため、学校等を通じたりーフレットの配布、メルマガ、新聞等による幅広い広報を行った。 ・連帯借主(子)への貸付制度の丁寧な説明や口座振替の勧奨など、円滑な償還に向けた理解促進に取り組んだ。 ・滞納者には、市町村との初期償還指導、償還指導員によるきめ細かな指導及び外部委託による償還率向上を図った。				
1	上位の施策	V-2-(4) 子育て福祉の充実	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類	
1	母子父子寡婦福祉資金貸付金の現年度分償還率【当該年度4月～3月】	目標値			91.0	91.1	91.2	91.3	91.4	%	単年度値	
		実績値	90.8	91.4								
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			
2		目標値								%		
		実績値										
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		貸付件数	貸付額(千円)	償還率(%)	現年度分(%)	過年度分(%)						
		R4	428	212,074	53.4	91.3	8.6					
		R5	403	207,167	51.9	90.8	7.0					
		R6	388	197,426	50.8	91.4	6.3					
		※R2高等教育の修学支援新制度開始に伴い、貸付減となっている。 (※参考)口座振替割合(現年度分・年間総数ベース)の推移 R2:79.8%, R3:84.9% R4:84.3% R5:84.4% R6:85.0%										

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・法令・規則等に基づいた適正・適切な貸付制度の運営や、業務システムを用いた迅速・効率的な貸付・償還の運用を行うことにより、ひとり親家庭等の経済的自立に向けた支援を実施した。 ・進学希望者への予約貸付により、進学の費用の不安を解消することで、ひとり親家庭の子の進路選択の幅が広がった。 ・市町村への事務移譲により、身近な窓口での相談、滞納時の速やかな指導、総合的なひとり親家庭支援の推進が図られた。 ・学校での貸付要項の配布やメルマガの配信等様々な媒体での広報等に取り組み、多くの方に貸付制度を周知した。
課題分析	① 課題	ア)ひとり親家庭等実態調査によると、現在の困りごととして「子どもの進学や就職」を挙げる方が5割近くに上る一方、貸付制度の認知度は母子家庭で55.7%、父子家庭で32.7%にとどまっている。 イ)現年度分の償還率は9割を超えているが、償還への理解不足や生活状況の変化等により償還金が未納となるケースがある。 ウ)償還者にとって償還金の納付手段が限定されているため、償還率向上の妨げとなっている。 エ)償還件数の増加や給付型奨学金との併給調整手続等により償還事務が年々増大していることや、過誤納返還金債権の管理が電算化されていないこと等、債権管理上の課題が存在する。
	② 原因	ア)ひとり親家庭に向けた貸付制度の周知が行き届いていない。 イ)子どもの修学に係る資金は親が主に手続を行うため、子が自身の償還に対する認識が不足し、滞納につながっているケースがある。 イ)貸付後の家計状況の変化により、償還計画どおりに償還できず、長期に渡り滞納となるケースがある。 ウ)県の公金収納がキャッシュレス化に対応していない。 エ)現在の県の業務システムはH27導入(R2更新)で、近年の課題・ニーズに対応できない機能のままとなっている。
	③ 方向性	ア)中学・高校への貸付要項の送付や、テレビ、メルマガ、SNS等様々な手段を用いた広報等により、貸付制度の周知を図る。 イ)市町村と連携し、貸付申請時に親子同席により貸付・償還について正しい理解と認識を持つよう丁寧に説明を行い、卒業後親子が連帯して償還を行うよう意識づけを図る。また、貸付時や償還開始前に口座振替の案内を行い、確実な償還を促進する。 イ)滞納発生時には速やかに償還者に連絡を取りきめ細かな償還指導を行うとともに、必要に応じて債権回収を外部委託する。また、請求困難な債権は調査・整理を進め放棄に向かう等、適正な債権管理に努める。 ウ)令和8年度に予定されている公金収納のデジタル化に向け、業務システムの改修を実施し、償還の利便性を向上する。 エ)業務システムの改修により、事務処理の迅速化や返還金債権の電算管理化等を進め、債権管理事務の効率化を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要	担当課 障がい福祉課
------------------	------------

事務事業の名称		障がい者自立支援医療等給付事業				
目的	誰(何)を対象として	障がい者(児)及びひとり親家庭等		事業費(千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	医療費の自己負担を軽減することにより、福祉の増進を図る			2,409,569	2,507,020
				うち一般財源(千円)	1,392,384	1,441,563
令和7年度の取組内容		○障害者総合支援法に基づく法定事務として、障がい者が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、医療費の支給(精神通院医療)及び医療に要した費用を支給する市町村への補助(更生医療)を行う。 ○重度心身障がい者及びひとり親家庭に対する経済的な支援のため、医療費助成を行う。				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと		○確実な事務手続きを行う。 ○市町村が実施主体の制度については、円滑な運用のための情報提供等を行う。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	
2	上位の施策	V-2-(4) 子育て福祉の充実	4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類	
1	支給認定件数(更生医療・精神通院医療)【当該年度3月時点】	目標値	/	/	20,592.0	21,078.0	21,574.0	22,083.0	22,604.0	件	単年度値	
		実績値	20,118.0	20,340.0								
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			-
2		目標値	/	/								
		実績値										
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			-
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		福祉医療費対象者数【4月1日時点】 年度 合計 (寝たきり) (身体) (知的) (精神) (重複) (ひとり親) R3 23,695 30 12,353 2,144 1,365 238 7,565 R4 23,236 138 12,000 2,146 1,396 250 7,306 R5 22,007 31 11,648 2,114 1,430 245 6,539 R6 21,817 42 11,307 2,090 1,423 258 6,697										

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○自立支援医療給付事業や福祉医療制度助成事業により、重度障がい者等の医療費負担を軽減でき、福祉の増進や自立した日常・社会生活の支援につながっている。 ○市町村や関係機関等への情報提供、チラシの作成等により、制度の周知を図った。 ○市町村に対する状況調査(実地調査)を実施し、福祉医療制度の適切な運用についての指導と意見交換を行った。
課題分析	① 課題	ア)これまでの周知の取り組みは一定の成果を上げているが、支援を必要とする人に情報が行き届いていない可能性がある。
	② 原因	ア)潜在的な制度対象者の把握が難しい。
	③ 方向性	ア)引き続き、制度周知の徹底を図り、対象者への医療費負担の軽減を通じた支援に努める。

